

(a)子どもが少なくとも6か月間、または第146条(1)項(b)号の申立ての場合には2年間、申立人と同居していること、および、命令を言渡すことは子どもの最善の利益にかなっているとディレクターが考えること。

(b)第146条(1)項(a)号の申立ての場合には、子どもが申立人と同居した期間が6か月未満であっても、命令を言渡すことは子どもの最善の利益にかなっていると、具体的理由にもとづいてディレクターが考えること。

(c)子どもが少なくとも6か月間、または第146条(1)項(b)号の申立ての場合には2年間、申立人と同居していること、および、命令を言渡すことは子どもの最善の利益にかなっていないとディレクターが考えること。R.S.O. 1990, c. C.11, s.149 (1); 1993, c.27, Sched.

(2) (地方ディレクターによる陳述) 子どもが協会によって措置され、かつ申立人と少なくとも6か月間同居しているときは、(1)項の陳述は地方ディレクターがこれを行ない、かつ提出することができる。

(3) (陳述の訂正等) ディレクターまたは地方ディレクターは、必要に応じ、(1)項の陳述をいつでも訂正し、かつ、審判に出席して所見を述べることができる。

(4) (否定的勧告が行なわれたとき) (1)項の陳述で、命令を言渡すことは子どもの最善の利益にかなっていないとディレクターまたは地方ディレクターが考えることが示されているときは、当該陳述書の謄本を裁判所に提出し、かつ、審判の少なくとも30日前までに申立人に送達しなければならない。

(5) (子どもの適応に関する報告書) (1)項の陳述は、以下のいずれかの者が作成した、申立人の家庭における子どもの適応に関する報告書にもとづいたものでなければならない。

(a)子どもを措置した、または子どもが措置された場所を管轄地とする協会。

(b)ディレクターまたは地方ディレクターが承認した者。

(6) (家族内養子縁組：陳述を求める裁判所の権限) 第146条(2)項にもとづいて子どもの養子縁組命令の申立てが行なわれたときは、裁判所は、(1)項、(3)項、(4)項および(5)項の規定を当該申立てに適用するよう命ずることができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.149 (2-6).

第150条 (1) (審判の場所) 養子縁組命令の申立てに関する審判および処分は、申立てが行なわれたときに以下のいずれかの者が居住していた郡または地区において行なう。

(a)申立人。

(b)養子縁組される者。

(2) (手続の移送) 裁判所は、養子縁組命令の申立てのいかなる段階であっても、当該申立てを他の郡または地区で実施することの利便性が上回ると認めたときは、当該申立てを他の郡または地区に移送し、かつそこで開始されたものとして継続するよう命ずることができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.150.

第151条 (1) (審判の非公開) 養子縁組命令の申立ての審判および処分は、公衆の立会いなしで行なう。

(2) (裁判所の記録の非公開) 以下の者を除くいかなる者も、養子縁組命令の申立てに関する裁判所の記録にアクセスすることができない。

(a)裁判所および許可を受けた裁判所職員。

(b)当事者ならびにその事務弁護士および代理人。

(c)ディレクターおよび地方ディレクター。

(3) (申立ての失効) 養子縁組命令の申立てに関する審判が、申立人が当該申立てに署名した日から12か月以内に開かれなかったときは、以下の対応をとる。

(a)裁判所は当該申立てに関する審判を開いてはならない。ただし、裁判所が、審判を開くことが正当であると認めたときはこのかぎりでない。

(b)申立人はあらためて申立てを行なうことができる。

(4) (通知される権利のない者) 以下のいずれかの者は、第146条の申立てに関する通告を受ける権利を有しない。

(a)第137条(2)項(a)号にもとづいて同意を与え、かつ当該同意を撤回していない者。

(b)第138条にもとづいて同意を免除された者。

(c)国の監護のもとに置かれている子どもであって養子縁組のために措置された者の親。R.S.O. 1990, c. C.11, s.151.

第 152 条 (1) (裁判所の権限) 裁判所は、職権により、いずれかの者を召喚して出廷、証言および文書または物品の提出を行なわせることができ、かつ、その者が当該召喚にしたがうことを、家族法にもとづく手続と同様に確保することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.152 (1); 1993, c.27, Sched.

(2) (裁判所の職務) 裁判所は、以下の要件が満たされていると認めたとときでなければ、第 146 条(1)項または(2)項の子どもの養子縁組命令を言渡してはならない。

(a) 第 137 条の同意を与えたすべての者が、養子縁組命令の性質および効果を理解していること。

(b) すべての申立人が、養親の果たす特別な役割を理解および認識していること。

(3) (子どもの参加) 第 146 条(1)項または(2)項にもとづいて子どもの養子縁組命令の申立てが行なわれたときは、裁判所は以下の対応をとる。

(a) 申立ての性質を理解および認識する子どもの能力を調査すること。

(b) 子どもの意見および希望が合理的に確認できるときは、当該意見および希望を考慮すること。

裁判所は、以上の対応にもとづき、子どもの意見を聴取することが実際的であるときは、子どもの意見を聴取する。

(4) (成人等の参加) 第 146 条(3)項にもとづきいずれかの者の養子縁組命令の申立てが行なわれたときは、裁判所は、本人の意見および希望を考慮し、かつ要請に応じてその意見を聴取する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.152 (2-4).

第 153 条 (1) (姓名の変更) 裁判所は、第 146 条の命令を言渡すときは、申立人の申請に応じ、かつ、養子縁組される者が 12 歳以上であるときは本人の書面による同意を得て、以下の対応をとることができる。

(a) その者の姓を、申立人の子として生まれていれば与えられていたはずの姓に変更すること。

(b) その者の名を変更すること。

(2) (子どもの同意が要件とされない場合) (1)項の姓名の変更に対する子どもの同意は、第 137 条(9)項にもとづいて子どもの同意が免除されたときは必要とされない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.153.

#### 仮処分命令

第 154 条 (1) (仮処分命令) 第 146 条(1)項または(2)項にもとづき子どもの養子縁組命令の申立てが行なわれたときは、裁判所は、第 149 条(1)項の陳述を検討したのち、事案の決定を延期し、かつ、子どもの最善の利益にのっとって、子どもを定められた期間のあいだ申立人のケアおよび監護のもとに置く仮処分命令を言渡すことができる。当該期間は 1 年を超えてはならない。

(2) (条件) 裁判所は、(1)項の命令を言渡すにあたり、以下の点に関して裁判所が適当と考える条件を付すことができる。

(a) 子どもの養育費および教育。

(b) 子どもの監督。

(c) 子どもの最善の利益に照らして裁判所が望ましいと考える他のいずれかの事項。

(3) (養子縁組命令であることの否定) (1)項の命令は養子縁組命令ではない。

(4) (必要とされる同意) 第 137 条および第 138 条 (養子縁組への同意) の規定は(1)項の命令に準用する。

(5) (オンタリオ州外への移転) 申立人が、(1)項の命令を言渡されたのちにオンタリオ州外に移転したときは、裁判所は、当該移転にも関わらず第 146 条(1)項または(2)項の養子縁組命令を言渡すことができる。ただし、第 149 条(1)項の陳述において、養子縁組命令を言渡すことが子どもの最善の利益にかなっているとディレクターまたは地方ディレクターが考えていることが示されているときにかぎる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.154.

第 155 条 (新たな養子縁組命令) 第 146 条(1)項もしくは(2)項の養子縁組命令または第 154 条(1)項の仮監護命令は、以前に養子縁組命令の対象とされた者に関するも言渡すことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.155.

#### 不服申立て

第 156 条 (1) (不服申立て : 養子縁組命令) 以下の者は、第 146 条にもとづく裁判所の命令に対し、高等

裁判所に不服を申立てることができる。

(a)養子縁組命令の申立人。

(b)第 149 条(1)項の陳述を行なったディレクターまたは地方ディレクター。R.S.O. 1990, c. C.11, s.156 (1); 1999, c.2, s.35.

(2) (同：同意の免除) 以下の者は、第 138 条にもとづいて同意を免除した裁判所の命令に対し、高等裁判所に不服を申立てることができる。

(a)(1)項に掲げた者。

(b)同意を免除された者。R.S.O. 1990, c. C.11, s.156 (2); 1999, c.2, s.35.

(3) (同：期限後の同意の撤回) 以下の者は、第 139 条(1)項にもとづき期限後の同意の撤回を許可した裁判所の命令に対し、高等裁判所に不服を申立てることができる。

(a)(1)項に掲げた者。

(b)同意を与えた者。R.S.O. 1990, c. C.11, s.156 (3); 1999, c.2, s.35.

(4) (不服申立ての期限延長の禁止) 不服申立ての期限の延長は認められない。

(5) (審判の場所) 本条の不服申立てに関する審判は、不服申立ての対象となった命令が言渡された郡または地区で開くものとする。

(6) (審判の非公開) 本条の不服申立てに関する審判は、公衆の立会いなしで開く。R.S.O. 1990, c. C.11, s.156 (4-6).

#### 養子縁組命令の効果

第 157 条 (確定命令) 第 146 条の養子縁組命令は、取消すことのできない確定命令であって、第 156 条 (不服申立て) のみの対象となる。当該命令は、いかなる裁判所によっても、差止め命令、宣言的判決、事件移送命令、職務執行令状、禁止命令、人身保護令状または司法審査の申立ての方法による異議申立てまたは審査の対象とされない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.157.

第 158 条 (1) (定義) 本条において、「養子」(adopted child) とは、オンタリオにおいて養子縁組された者をいう。

(2) (養子の地位) 法のあらゆる目的上、養子縁組命令が言渡された日より、養子が養親のもとに生まれた場合と同様に以下の関係が確立される。

(a)養子は養親の子となり、かつ養親は養子の親となる。

(b)養子は、養子縁組命令が言渡されるまでその親であった者の子でなくなり、かつ、その者は、その者が養親の配偶者であるときを除き、養子の親でなくなる。

(3) (関係の決定) 養子、養親、養親の血族、養子縁組命令が言渡されるまで親であった者および当該元親の血族を含むあらゆる者の相互の関係は、法のあらゆる目的上、(2)項にしたがってこれを決定する。

(4) (遺書その他の文書における言及) 1985 年 11 月 1 日の前後を問わずいつの時点で作成された遺書その他の文書においても、当該遺書または文書の作成者が当該の日に存命であるか否かを問わず、血縁または婚姻による他の者との関係において説明されているいずれかの者または特定カテゴリーの者への言及は、事案に応じ、養子縁組の結果として当該説明に該当することとなつたいずれかの者に言及しており、または当該の者を含んでいると見なす。ただし、そうではないことが明示されているときはこのかぎりでない。

(5) (本条の適用) 本条は、これまで施行されてい任意の法律にもとづいて行なわれたいかなる養子縁組にも適用し、かつ常にそのような養子縁組に適用されてきたと見なす。ただし、当該適用は、以下の事項に影響を及ぼすものではない。

(a)養子縁組命令が言渡された日までに、無効にできないものとして付与された養子の所有権または権利。

(b)1985 年 11 月 1 日までに、無効にできないものとして付与された所有権または権利。

(6) (例外) (2)項または(3)項の規定は、近親姦および婚姻禁止等級に関する法律であって、同項が存在しなければいずれかの者がいずれかの関係を持つことを許さない法律の目的上は適用しない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.158.

第 159 条 (管轄地外の養子縁組の効果) 1985 年 11 月 1 日の前後を問わず他の管轄地の法律にしたがって効

力を有するに至った養子縁組は、オンタリオ州においても本章にもとづく養子縁組と同一の効果を有する。  
R.S.O. 1990, c. C.11, s.159.

第 160 条 (1) (実親等による面接交渉命令の禁止) 本章にもとづく養子縁組命令が言渡されたときは、いかなる裁判所も、以下のいずれかの者による子どもとの面接交渉の命令を言渡してはならない。

(a)実親。

(b)実親の家族の構成員。

(2)(定義) 本条において、「実親」(birth parent)とは、第 166 条と同一の意味を有する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.160.

記録、秘密保持および開示

第 161 条 (申請に応じて情報を知らされる親の権利) 第 137 条(2)項(a)母または改正前の当該規定によって養子縁組へのその同意が必要とされる者であつて、当該同意を与えたまたは免除された者の申請に応じ、養子縁組のために子どもを措置したいずれかの協会または許可期間は、その者に対し、子どもの養子縁組命令が言渡されたかどうかを知らせるものとする。R.S.O. 1990, c. C.11, s.161.

第 162 条 (1) (定義) 本条において、「裁判所」(court)には、高等裁判所を含む。R.S.O. 1990, c. C.11, s.162 (1); 1999, c.2, s.35.

(2) (書類の封印) (3)項および第 167 条(6)項の規定にしたがうことを条件として、本章または改正前の本章の規定にもとづいて行なわれた養子縁組命令の申立てに使用された書類は、裁判所の担当職員がこれを原命令の認証謄本とともに封印し、かつ裁判所に保管する。当該書類は、裁判所による命令、または第 163 条(1)項にもとづき任命された養子縁組情報登録官の指示書による場合を除き、開封して閲覧してはならない。

(3) (命令の送達) 本章にもとづく養子縁組命令が言渡されてから 30 日以内に、裁判所の担当職員は、適切な認証印をもって封印された認証謄本が十分な通数作成されることを確保し、かつ原命令または認証謄本を以下の者に送達する。

(a)養親に対しては、原命令。

(b)養子縁組情報登録官に対しては、認証謄本 1 通。

(c)必須統計法上の登録庁長官に対しては、認証謄本 1 通、または養子がオンタリオ州外で出生していたときは認証謄本 2 通。

(d)養子がインディアンであるときは、インディアン法(カナダ)上の登録官に対し、認証謄本 1 通。

R.S.O. 1990, c. C.11, s.162 (2, 3).

養子縁組情報登録官

第 163 条 (1) (養子縁組情報登録官) 長官は、省の被雇用者の 1 名を、本条ならびに第 164 条から第 174 条の適用のため、養子縁組情報登録官に任命することができる。

(2) (登録官の職務) 登録官は以下のことをする。

(a)第 167 条の適用のための登録簿を維持管理すること。

(b)登録官から特定可能な情報を受領する者がカウンセリングを提供されることを確保すること。

(c)登録官から特定不可能な情報を受領する者、登録簿に氏名を記載されているもしくは氏名を記載されたいと考える者、または特定可能な情報の開示により影響を受ける可能性があるかと懸念している者が、カウンセリングを提供されることを確保すること。

(d)第 169 条(3)項にしたがい検索を行なわせること。

(3) (登録官の権限および職務の委任) 登録官は、省の他の被雇用者に対し、登録官の権限のいずれかまたは全部を行使し、かつ登録官の職務のいずれかまたは全部を遂行する権限を、書面をもって認めることができる。

(4) (カウンセリング) 本条ならびに第 166 条(特定不可能な情報の開示)、第 167 条(養子縁組開示登録簿)および第 170 条(オンタリオ州外で養子縁組された者)にいうカウンセリングは、その資格を有すると登録

官または地方ディレクターが認める者によって提供されるものとする。R.S.O. 1990, c. C.11, s.163.

第 164 条 (秘密保持規則の適用) 第 165 条から第 174 条の規定は、養子縁組命令がいつ言渡されたかに関わらず適用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.164.

#### 養子縁組記録の秘密保持

第 165 条 (1) (養子縁組情報の秘密保持) 他のいかなる法律の規定にも関わらず、養子縁組命令が言渡されたのちは、いかなる者も、当該養子縁組に関わる情報であって、以下のいずれかの者によってまたはいずれかの場所に保管されている情報を閲覧し、持出し、改変し、またはそのような閲覧、持出しもしくは改変を許可してはならず、または、登録簿を含む省の記録または協会もしくは免許機関の記録から入手した情報を開示し、もしくはそのような開示を許可してはならない。

(2) (例外) (1)項の規定は、以下の場合には適用しない。

(a) いずれかの者が、養子縁組命令が言渡される前に入手した情報を開示するとき。ただし、当該情報が、本法および規則にしたがって、または当該情報が関係する者の同意を得て入手されたときにかぎる。

(b) 第 166 条または第 170 条 (オンタリオ州外で養子縁組された者) にしたがって特定不可能な情報を開示するとき。

(c) 第 167 条 (養子縁組開示登録簿) または第 170 条にしたがって特定可能な情報を開示するとき。

(d) 第 168 条 (健康、安全または福祉を保護するための開示) にしたがって特定可能または特定不可能な情報を開示するとき。

(e) 第 172 条(10)項にもとづく委員会の命令にしたがって情報を開示するとき。

(f) 省または協会もしくは免許機関が日常業務として記録を維持管理および更新するとき。

(g) 養子縁組情報登録官が以下のいずれかの者に養子縁組命令の謄本を送付するとき。

(i) 養親。

(ii) 養子または他のいずれかの者。ただし、その者が養子縁組命令の謄本を受領することが望ましいと登録官が考えるときにかぎる。

(iii) 出生証明書、パスポートまたは査証を発行するために当該謄本を必要とする政府機関。

(h) 省または協会もしくは免許機関が保管している情報を(3)項に掲げられた者が閲覧するとき、または当該情報を当該の者に開示するとき。

(i) (4)項にしたがって、調査研究に携わっている者に情報を開示するとき。

(3) (情報を共有する権利を有する者) (2)項(h)号の規定は以下の者に関して適用する。

1. 長官。

2. 養子縁組情報登録官。

3. ディレクター、またはディレクターから書面による権限を与えられた省の被雇用者。

4. 地方ディレクター、または地方ディレクターから書面により権限を与えられた協会の被雇用者。

5. 個人である免許機関、法人である免許機関の理事長、または免許機関から書面により権限を与えられた免許機関の被雇用者。

6. 他の管轄地で承認されている子ども保護機関または子ども措置機関。

(4) (調査) 調査に携わる者は、養子縁組登録官の承認書、または協会が保管している情報の場合には地方ディレクターの承認書を得て、養子縁組に関わる情報を閲覧および使用することができる。ただし、以下のことをしてはならない。

(a) 調査、学問的研究または統計データの作成以外の目的で当該情報を使用または伝達すること。

(b) 特定可能な情報を伝達すること。

(5) (プライバシー) 情報の自由およびプライバシー保護法は、養子縁組に関わる情報には適用しない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.165.

#### 特定不可能な情報の開示

第 166 条 (1) (定義) 本条ならびに第 164 条から第 174 条において、「登録官」(Registrar) とは、第 163

条(1)項にもとづき任命された養子縁組情報登録官のことをいう。

(2) (同) 本条ならびに第 163 条、第 165 条および第 167 条から第 174 条において、以下の用語の意義はそれぞれの定めるところにしたがう。

「特定可能な情報」(identifying information)とは、単独でまたは他の情報とともに開示されることにより、当該状況下において、当該情報に係る者の身元を明らかにすることにつながる情報をいう。

「特定不可能な情報」(non-identifying information)とは、特定可能な情報以外の情報をいう。

(3) (同) 本条ならびに第 167 条、第 168 条および第 169 条において、以下の用語の意義はそれぞれの定めるところにしたがう。

「養子」(adopted person)とは、オンタリオ州内で養子縁組された者をいう。

「実の祖父」または「実の祖母」(birth grandparent)とは、実親のいずれかの親をいう。

「実親」(birth parent)とは、養子の生物学的母または父であって、第 137 条(2)項(a)号または改正前の当該規定にもとづき他の者の養子縁組に同意することを求められ、かつ当該同意を与えたまたは免除された者を含む。

「実のきょうだい」(birth sibling)とは、養子と同じ実親の子であって、実親の養子、または実親によって自己の家族の子どもとして扱うという安定した意図を示された者を含む。

「登録簿」(register)とは、第 163 条(2)項(a)号にもとづいて維持管理される登録簿をいう。

(4) (情報を申請できる者) 以下のいずれかの者は、登録官に対し、養子縁組に関わる特定不可能な情報の開示を申請することができる。

1. 養子。ただし、当該養子が 18 歳に達しているとき、または養親の書面による同意を得ているときにかぎる。

2. 養親。

3. 実親または実の祖父もしくは祖母。

4. 18 歳に達した実のきょうだい。

5. 定められたカテゴリーの構成員である者。ただし、その者が養子の書面による同意を得ており、かつ当該養子が当該申請を行なう権利を有するとき、または、そうでない場合には養親の書面による同意を得ているときにかぎる。

6. 他のいずれかの者。ただし、その者が実親と同様に特定不可能な情報を申請できるようにすることが望ましいと登録官が考えたときにかぎる。

(5) (情報の開示) いずれかの者が(4)項の申請を行なったときは、登録官は以下のいずれかの対応をとる。

1. 当該申請者に対し、養子縁組に関して省が有しているすべての特定不可能な関連情報を開示する。

2. 当該情報を協会または免許機関に転送し、(7)項にしたがって当該申請者に対して開示させる。

3. 当該の者がオンタリオ州外に居住しているときは、その居住地である管轄地で承認されている子ども保護機関もしくは子ども措置機関、または、当該管轄地の個人であってカウンセリングを提供する資格があると登録官が考える者に対し、当該情報を開示する。

4. 当該申請者の申請を、当該関連情報を有する協会または免許機関に付託する。

(6) (カウンセリング) 登録官が(5)項にもとづいて情報を開示するときは、登録官は、当該情報を受領する者がカウンセリングを利用できるようにすることを確保する。

(7) (協会または免許機関に転送された情報) 登録官が(5)項にもとづいて情報を協会または免許機関に転送したときは、当該協会または免許機関は、当該情報を申請者に開示し、かつ当該申請者がカウンセリングを利用できるようにしなければならない。

(8) (協会および免許機関) (4)項、(5)項、(6)項および(7)項の規定は、協会および免許機関にも準用する。

(9) (再開示) (5)項または(7)項にもとづいて情報を受領した者は、当該情報をいずれの者に対しても開示することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.166.

## 養子縁組開示登録簿

第 167 条 (1) (特定可能な情報の開示) オンタリオ州において養子縁組命令が言渡されたのち、当該養子縁組に関わる特定可能な情報は、本条および第 168 条 (健康、安全および福祉を保護するための開示) にしたがって開示することができる。

- (2) (登録簿に氏名を挙げるよう申請できる者) 以下のいずれかの者は、協会または登録官に対し、登録簿に自己の氏名を記載するよう申請することができる。
1. 18歳に達した養子。
  2. 養子の実親または実の祖父もしくは祖母。
  3. 養子の実のきょうだい。ただし、当該きょうだいが18歳に達しているときにかぎる。
  4. 他のいずれかの者。ただし、その者の氏名を実親と同様に記載することが望ましいと登録官が考えたときにかぎる。
- (3) (協会の申請転送義務) 申請を受領した協会は、当該申請を登録官に転送しなければならない。
- (4) (登録簿への記載等) 申請を受領した登録官は、当該申請者の氏名を登録簿に記載し、その後、養子およびその実親、実の祖父もしくは祖母または実のきょうだいまたは(2)項4号に掲げられた者がいずれも登録簿にその氏名を記載されているかどうか確定するための検索を行なう。
- (5) (追加の同意) 登録官は、養子およびその実親、実の祖父もしくは祖母または実のきょうだいまたは(2)項4号に掲げられた者が登録簿にその氏名を記載されていることを確定したときは、それぞれの者がカウンセリングを受けることを確保したのち、いずれの者に対しても、(8)項および(9)項にしたがって情報を開示することに書面により同意する機会を与える。
- (6) (関連資料を編纂する登録官の義務) いずれの者も(5)項にもとづき追加の同意を与えたときは、登録官は、以下の1号、2号および3号に掲げられた資料の編纂を行なう。
1. 省ならびに協会および免許機関の記録から得られる、あらゆる関連の特定可能な情報。
  2. 養子が要請したときは、第162条(2)項(裁判所の記録)に掲げられた文書の謄本。
  3. 養子が要請したときは、必須統計法にもとづき登録庁長官が保管している原出生登録書の情報の抜粋。R.S.O. 1990, c. C.11, s.167 (6); 1999, c.12, Sched. E, s.1 (3).
- (7) (同) 編纂資料には、養子または登録簿に氏名を記載されている他の者に関する情報以外の情報を含めてはならず、かつ、養子の原出生登録書の謄本を含めてはならない。
- (8) (登録官による開示) 登録官は、編纂資料が、養子および登録簿に氏名を記載されている他の者に対し、個別に、かつ(9)項に掲げたもののうちいずれかまたは複数の方法にしたがって、迅速に開示されることを確保する。
- (9) (同) 登録官は以下の対応をとることができる。
- (a) 養子もしくは登録簿に氏名を記載されている者またはその双方に対し、編纂資料を利用可能とする。ただし、最初に、編纂資料を利用可能とされるそれぞれの者がカウンセリングを受けることを確保するものとする。
  - (b) 養子もしくは登録簿に氏名を記載されている者またはその双方に対して開示を行なうのにふさわしいと考える協会に対し、編纂資料を転送する。
  - (c) 養子または登録簿に氏名を記載されている者がオンタリオ州外に居住しているときは、当該の者が居住している管轄地で承認されている子ども保護機関もしくは子ども措置機関または当該管轄地に居住する個人に対し、編纂資料を転送する。ただし、当該の者が適切なカウンセリングを受ける見込みがあると認められた場合にかぎる。
- (10) (例外：追加の同意) 開示に対する追加の同意が必要とされる者がその氏名を登録簿に記載されている場合であって、当該の者が死亡し、少なくとも6か月間継続的に行なわれた慎重かつ合理的な捜索にも関わらず発見できず、または第4条(1)項に定義された能力を欠いているように思われるときは、登録官は、最初に氏名を記載されている者の追加の同意を得ることなく、登録簿に氏名を記載されている他方の者に対し、(9)項にしたがって情報を開示することができる。
- (11) (協会の職務) (9)項(b)号にしたがって編纂資料を受領した協会は、養子もしくは登録簿に氏名を記載されている者、または事案に応じてその双方に対し、編纂資料を利用可能としなければならない。ただし、最初に、編纂資料を利用可能とされるそれぞれの者がカウンセリングを受けることを確保するものとする。
- (12) (追加情報) 養子または登録簿に氏名を記載された他の者に関する特定可能な情報であって編纂資料に含まれていないものが協会の記録に記載されているときは、協会は、当該情報を編纂資料と同一の方法で開示しなければならない。
- (13) (協会の職務) 協会は、協会から特定可能な情報を受領する者に対してカウンセリングを提供しなければならない。かつ、登録簿に氏名を記載されているもしくは氏名を記載されることを希望する者、または特定

可能な情報の開示により影響を受ける可能性がある者と懸念している者に対し、カウンセリングを利用可能としなければならない。

(14) (再開示) 登録簿に氏名を記載されている者であって、(9)項、(10)項、(11)項または(12)項にもとづいて情報を受領した者は、当該情報をいずれの者に対しても開示することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.167 (8-14)。

#### 健康、安全または福祉を保護するための開示

第 168 条 (1) (健康、安全または福祉を保護するための開示) 登録官は、いずれかの者に対し、その者または他のいずれかの者の健康、安全または福祉のために開示が必要であると考えるときは、養子縁組に関わる特定可能なまたは特定不可能な情報を開示することができる。

(2) ((1)項の規定の適用) (1)項の規定は、養子縁組が言渡された場所がオンタリオ州であるか他の場所であるかに関わらず、適用する。

(3) (再開示) 専門的または公的職務の過程で本条にもとづき情報を受領した者は、いずれかの者の健康、安全または福祉を保護する目的でなければ、当該情報を再開示することができない。

(4) (同) (3)項に掲げた以外の方法で本条にもとづき情報を受領した者は、当該情報をいずれの者に対しても開示することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.168.

#### 搜索

第 169 条 (1) (登録官による搜索の要請) 18 歳に達した養子は、登録官に対し、以下のいずれかのカテゴリーに属する特定の者を、自己に代わって搜索するよう要請することができる。

1. 第 137 条(2)項(a)号または改正前の当該規定により養子縁組への同意が必要とされた者であって、当該同意を与えたまたは免除された者。

2. 養子の生物学的父親であることを認めた者。

3. 1号または2号の者の親。

4. 養子の実のきょうだいであって、やはり 18 歳に達した者。

(2) (同、定められたカテゴリーの構成員) 定められたカテゴリーの構成員である者は、登録官に対し、18 歳に達した特定の養子を自己に代わって搜索するよう要請することができる。

(3) (登録官の職務) 登録官は、要請において挙げられた者を慎重かつ合理的に搜索させ、かつ、当該の者が登録簿にその氏名を記載されたいと考えるかどうか確認に努める。

(4) (開示に関する例外) 要請において挙げられた者が死亡しもしくは第 4 条(1)項に定義された能力を欠いていると思われることを登録官が発見したとき、または少なくとも 6 か月間継続的に行なわれた慎重かつ合理的な努力にも関わらず当該の者を見出さなかったときは、登録官は、第 167 条にしたがい、いずれの者も登録簿にその氏名を記載されているときと同様に、要請を行なった者に対して情報を開示することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.169.

#### オンタリオ州外で養子縁組された者

第 170 条 (1) (定義) 本条において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「養子」(adopted person) とは、オンタリオ州外で養子縁組された者をいう。

「実親」(birth parent) とは、養子の生物学的母または父であって、他のいずれかの者の養子縁組に対する同意を与えたまたは免除された者をいう。

「実の祖父」または「実の祖母」(birth grandparent) とは、実親のいずれかの親をいう。

「実のきょうだい」(birth sibling) とは、養子と同じ実親の子であって、実親の養子、または実親によって自己の家族の子どもとして扱おうという安定した意図を示された者を含む。

「州外養子縁組」(out of province adoption) とは、養子縁組命令がオンタリオ州外で言渡された養子縁組をいう。

(2) (特定不可能な情報を申請できる者) 以下のいずれかの者は、登録官に対し、州外養子縁組に関わる特定



不可能な情報の開示を申請することができる。

1. 養子。ただし、当該養子が 18 歳に達しているとき、または養親の書面による同意を得ているときにかぎる。
2. 養親。
3. 実親または実の祖父もしくは祖母。
4. 18 歳に達した実のきょうだい。
5. 他のいずれかの者。ただし、その者が実親と同様に特定不可能な情報を受領することが望ましいと登録官が考えたときにかぎる。

(3) (情報の開示) いずれかの者が(2)項にもとづき申請を行なったときは、登録官は、当該養子縁組に関連して省が有しているあらゆる関連の特定不可能な情報を当該の者に開示する。

(4) (カウンセリング) 登録官は、(3)項にもとづいて情報を開示するときは、実現可能な範囲内において、当該情報を受領する者がカウンセリングを利用できることも確保する。

(5) (協会および免許機関) (2)項、(3)項および(4)項の規定は、協会および免許機関にも準用する。

(6) (オンタリオ州外の機関に対する特定可能な情報の開示) 省または協会が州外養子縁組に関わる特定可能な情報を保管しているときは、登録官は、他の管轄地で承認されている子ども保護機関または子ども措置機関に対し、当該管轄地の法律にしたがって開示を行なわせるため当該情報を開示することができる。

(7) (再開示) 本条にもとづいて情報を受領した者は、当該情報をいずれの者に対しても開示することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.170.

## 情報の非開示

第 171 条 (1) (特定不可能な情報の非開示) 第 166 条または第 170 条にもとづき、以下の要件に該当しないときは特定不可能な情報を受領する権利を有する者に対する当該情報の開示は、以下の場合には行なわないことができる。

(a)登録官による開示のときは、当該開示がいずれかの者に対して重大な身体的または情緒的害をもたらす結果につながると登録官が考えるとき。

(b)協会による開示のときは、当該開示がいずれかの者に対して重大な身体的または情緒的害をもたらす結果につながると地方ディレクターが考えるとき。

(c)免許機関による開示のときは、当該開示がいずれかの者に対して重大な身体的または情緒的害をもたらす結果につながると登録官が考えるとき。

(2) (特定可能な情報の非開示) 特定可能な情報の開示がいずれかの者に対して重大な身体的または情緒的害をもたらす結果につながると登録官が考えるときは、登録官または協会は、第 167 条にもとづき他の場合には特定可能な情報を受領する権利を有する者に対する当該情報の開示を行なわないことができる。

(3) (非開示の通知) 本条にもとづき情報の開示が行なわれなときは、事案に応じて登録官または地方ディレクターは、当該情報を求めた者に対し、当該情報の非開示、その理由、および第 172 条にもとづき審査を受ける権利に関する通知を迅速に行なう。

## 審査

第 172 条 (1) (子ども家庭サービス審査委員会による審査) 第 171 条にもとづき情報を開示されなかった者は、当該決定の通知を受領したときから 20 日以内に、委員会が当該事案を審査するよう請求することができる。

(2) (委員会の職務) 委員会は、定められた手続にしたがって当該申請に関わる審査を行なう。

(3) (審判) 当事者が別段の合意をしたときを除き、委員会は聴聞を行なうものとする。

(4) (当事者) 聴聞の当事者は以下の者とする。

(a)当該審査を申請した者。

(b)当該情報を開示しない旨の決定を通知した者。

(5) (登録官の追加) 審査のいずれの段階でも、委員会は、登録官をその要請に応じて当事者に加えるものとする。

- (6) (審査の過程で情報を開示する必要性の否定) 委員会は、当該情報を、審査を請求した者に開示することなく検討することができる。
- (7) (同、証拠および陳述) 委員会は、いかなる証拠および陳述も、審査を請求した者に開示することなく受理することができる。委員会は、聴聞を行なうときは、証拠および陳述のいかなる部分も、審査を請求した者の立会いを得ずに聴聞することができる。
- (8) (弁護士または代理人の排除の禁止) 委員会が(6)項または(7)項にもとづいて行動するときであっても、審査を請求した者の弁護士または代理人は、当該情報を検討する権利、および、聴聞に出席し、証人を反対尋問しかつ陳述を行ない、または、事案に応じて、証拠および陳述を検討しかつ応答する権利を有する。ただし、当該弁護士または代理人が、当該情報、証拠および陳述をその依頼人に明かさない旨を誓約することを条件とする。
- (9) (決定の期限) 委員会は、請求の通知を受領したから 90 日以内に審査を終了し、かつ決定を言渡す。ただし、当事者が当該期限の超過に合意したときはこのかぎりでない。
- (10) (委員会の決定) 審査を行なったのち、委員会は、事案に応じて登録官、協会または免許機関に対し、審査を請求した者に当該情報の全部または一部を開示するよう求める命令、または当該非開示を迫認する命令を言渡すことができる。
- (11) (条件) 委員会は、その命令に条件を付すことができる。
- (12) (理由を付した決定書) 委員会は、聴聞を行なったか否かに関わらず、理由を付した決定書を交付する。
- R.S.O. 1990, c. C.11, s.172.

#### 裁判所の記録に含まれた情報

- 第 173 条 (1) (適用) 本条は、第 172 条にもとづいて委員会が言渡した決定、または第 165 条、第 166 条、第 167 条、第 168 条、第 169 条、第 170 条および第 171 条にもとづいて登録官、地方ディレクターもしくは免許機関が行なった決定に関わる裁判手続に適用する。
- (2) (裁判所の記録に含まれた特定可能な情報の検討) 裁判所が別段の命令を言渡したときを除き、裁判所の記録に含まれている特定可能な情報であつて省または協会もしくは免許機関から提出された情報の検討は、裁判所以外の者が行なうことはできない。
- (3) (情報の開示) いかなる者も、裁判所の許可を得ることなく、(2)項に掲げた特定可能な情報であつて裁判所の記録から入手した情報を開示してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.173.

#### 手数料および経費

第 174 条 (手数料および経費) 登録官、協会および免許機関は、第 165 条(2)項(g)号ならびに第 166 条、第 167 条、第 169 条および第 170 条にもとづいて提供したサービスについて定められた手数料を請求することができ、かつ、第 166 条、第 167 条、第 169 条および第 170 条にもとづいてサービスを提供するにあたり用いられた経費を、定められた上限まで請求することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.174.

#### 犯罪

第 175 条 (養子縁組のための支払の禁止) いかなる者も、子どもの出生の前後に関わらず、以下のいずれかの行為との関連で、いかなる種類の支払または報償も供与し、受領し、またはその供与もしくは受領の合意をしてはならない。

- (a) 子どもの養子縁組または養子縁組のための子どもの措置。
- (b) 子どもの養子縁組に対する、第 137 条にもとづく同意。
- (c) 子どもの養子縁組を目的とした交渉または手配。

ただし、以下のものは除く。

- (d) 定められた免許機関の経費、または定められた経費以上のときはディレクターが承認した経費。
- (e) 正当な弁護士費用および法廷費用。
- (f) 養親または養子縁組のための子どもの措置先である者に対し、認可機関または長官が支払う補助金。

- 第 176 条 (1) (犯罪) 第 141 条(1)項、(2)項または(3)項 (養子縁組のための措置) に違反した者、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該法人による当該違反を許可、容認または共謀した者は、その後当該の子どもの養子縁組命令が言渡されたか否かに関わらず有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、2,000 ドルを超えない罰金もしくは2年を超えない禁固刑に処し、またはこれを併科する。
- (2) (同) 第 141 条(4)項 (子どもの受入れ) に違反した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、2,000 ドルを超えない罰金もしくは2年を超えない禁固刑に処し、またはこれを併科する。
- (3) (同) 第 143 条(2)項 (子どもの生活への干渉) に違反した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、1,000 ドルを超えない罰金もしくは1年を超えない禁固刑に処し、またはこれを併科する。
- (4) (同) 第 175 条に違反した者、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該法人による当該違反を許可、容認または共謀した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、25,000 ドルを超えない罰金もしくは3年を超えない禁固刑に処し、またはこれを併科する。
- (5) (時効) (1)項、(2)項または(4)項の手続は、当該犯罪が行なわれたまたは行なわれたとされる日から2年の期間が経過したときは、開始してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.176.

#### 差止め命令

- 第 177 条 (1) (差止め命令) 高等裁判所は、協会または免許機関の申立てにもとづき、いずれかの者が第 143 条(2)項に違反しないよう差止め命令を言渡すことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.177 (1); 1999, c.2, s.35.
- (2) (変更等) 裁判所は、いずれかの者の申立てにもとづき、(1)項の命令を変更または終了することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.177 (2).

### 第 8 章 記録の秘密保持および記録へのアクセス

第 178 条 (1) (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めるところにしたがう。

「家族」(family) とは、いずれかの者との関係で用いられるときは、以下の者をいう。

(a) その者の親および子。

(b) 家族法第 2 章の意味するところの、その者の配偶者。

「記録」(record) とは、いずれかの者との関係で用いられるときは、記録された情報であって、物理的形態または特質に関わらず以下の特質を有するすべてのものをいう。

(a) 当該の者に関連していること。

(b) 当該の者またはその家族の構成員に対する認可サービス、または認可機関が購入したサービスの提供との関係で記録されていること。

(c) サービス提供者の管理下にあること。

(2) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.178.

第 179 条 (1) (例外: 既存の記録の情報) 本章は、本章が施行される日の前に記録された情報には適用しない。

(2) (例外: 特定の種類の記録) 本章は以下の記録には適用しない。

(a) 第 3 章第 74 条(3) 項 (児童虐待調査) の命令によって入手された記録。

注: (a) 号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第 2 章第 31 条によって削除し、かつ代わって以下の規定を置く。

(a) 第 74 条(3) 項もしくは(3.1) 項の命令または第 74 条の 1 もしくは第 74 条の 2 の令状によって入手された記録。

参照: 1999, c.2, ss.31, 38.

(b) 第3章第75条(5)項(児童虐待登録簿)にもとづき維持管理されている登録簿の記録。

注：(b)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典第2章第31条によって削除する。参照：1999, c. 2, ss. 31, 38.

(c) 第7章にもとづく子どもの養子縁組に関わる記録。

(d) 第7章第163条(2)項(a)号にもとづき維持管理されている養子縁組開示登録簿の記録。

(e) いずれかの患者に関わる記録であって、当該患者の同意を得ることなく開示することが保健規律法にもとづく規則に違反することとなる記録。

(f) 精神保健法第35条(1)項の意味するところの臨床記録である記録。

(g) 公立病院法にもとづいて承認された病院が保管する医療記録である記録。

(3) (布告) (1)項ならびに(2)項(a)号、(b)号、(c)号、(e)号、(f)号および(g)号は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 179.

## 記録の開示

第180条 (1) (禁止) いかなるサービス提供者またはその被雇用者も、いずれかの者の記録をいずれかの者に対して開示してはならない。ただし、第181条(同意を得ての開示)、第182条(同意を得ないでの開示)もしくは第183条(対象者および親によるアクセス)または第188条(4)項(委員会の審査)にしたがう場合はこのかぎりでない。

(2) (例外) (1)項の規定は、いずれかの者の記録を以下の場合に開示することを妨げるものではない。

(a) 以下のいずれかによって要件とされまたは許可されるとき。

(i) 他の法律または他の法律にもとづく規則。

(ii) 裁判所の命令。

(b) 罪を犯した青少年法(カナダ)によって許可されるとき。

(3) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 180.

第181条 (1) (開示への同意：16歳未満の子ども) サービス提供者は、16歳未満の子どもの記録を、子どもの親の書面による同意、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとに置かれているときは協会の書面による同意を得て開示することができる。

(2) (例外：子どものカウンセリング記録) (1)項の規定は、第2章(サービスへの任意的アクセス)第28条にもとづく子どもへのカウンセリング・サービスの提供との関連で作成された記録には適用しない。当該記録は、子どもの書面による同意がなければ開示することができない。

(3) (開示への同意：16歳以上の者) サービス提供者は、16歳以上の者の記録を、本人の書面による同意を得て開示することができる。

(4) (同意に関する要件) (1)項、(2)項または(3)項にもとづくいずれかの者の記録の開示に対する同意を得るにあたっては、以下の点が具体的に明らかにされなければならない。

(a) 開示される予定の情報。

(b) 開示の目的。

(c) 記録を開示する相手。

(d) 当該同意において、(c)号の者が当該記録を再開示することが認められているか否か、ならびに、認められているときは再開示する相手および再開示の目的。

(e) 撤回されない場合に当該同意が有効である期間。

(5) (同意の撤回が効力を有するとき) (1)項、(2)項または(3)項にもとづいて与えられた同意の撤回は、当該撤回が書面でサービス提供者に送達されたとき、またはサービス提供者が他の方法で当該撤回の通知を実際に受領したときに、効力を有する。

(6) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R.S.O. 1990, c. C. 11, s. 181.

第182条 (1) (同意を得ないでの開示) サービス提供者は、以下のいずれかの者に対し、第181条のいかなる同意も得ることなく、いずれかの者の記録を開示することができる。

(a) サービス提供者の被雇用者または代理人として認可サービスを提供する者。

- (b) 当該の者が里親のケアに置かれている子どもであるときは、当該の里親。
- (c) 職務の遂行のために当該の者の記録へのアクセスを必要とするサービス提供者の被雇用者、役員または専門的助言者。
- (d) 当該の者が以下のいずれかにもとづいて協会のケアのもとに置かれている子どもであるときは、当該協会。

- (i) 第3章（子どもの保護）にもとづく命令。

- (ii) 第2章（サービスへの任意的アクセス）にもとづく一時ケア協定または特別ニーズ協定。ただし、当該協定に別段の定めがあるときはこのかぎりでない。

- (e) 以下の要件が満たされていると合理的根拠にもとづいてサービス提供者が考えるときは、保安官。

- (i) 当該の者の記録を開示しないことにより、当該の者または他の者に身体的または情緒的害がもたらされる可能性が高いこと。

- (ii) 開示の必要性が緊急であること。

- (f) 以下の要件が満たされていると合理的根拠にもとづいてサービス提供者が考えるときは、当該記録に関わる者に対して治療を提供する者。

- (i) 当該の者の記録を開示しないことにより、当該の者に身体的または情緒的害がもたらされる可能性が高いこと。

- (ii) 開示の必要性が緊急であること。

- (g) 第3章（子どもの保護）第73条の適用のための審査委員会。

- (2) (同：調査) サービス提供者は、規則にしたがってディレクターの承認書を得て、調査に携わる者にいずれかの者の記録を開示することができる。ただし、当該開示を受けた者は以下のことをしてはならない。

- (a) 調査、学問的研究または統計データの作成以外の目的で当該記録の情報を使用または伝達すること。

- (b) 記録が開示されていない者を特定する効果を有する可能性がある情報を伝達すること。

- (3) (義務的開示) サービス提供者は、以下の者から開示の要請があったときは、第181条のいかなる同意も得ることなく、いずれかの者の記録を開示しなければならない。

- (a) プログラム・スーパーバイザー。

- (b) ディレクター。

- (4) (禁止) プログラム・スーパーバイザーまたはディレクターは、(3)項にもとづいて入手したいいずれかの者の記録から得られた情報を、その職務の範囲を超えて使用または伝達してはならない。

- (5) (同意を得ないでの開示の通知) (1)項(e)号または(f)号にもとづいていずれかの者の記録を開示するサービス提供者は、記録を開示された者に対し、書面による開示の通知をただちに行なわなければならない。

- (6) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 182.

第183条 (1) (定義) 本条において、「精神障害記録」(record of a mental disorder)とは、いずれかの者について、情動の作用、思考または認知の相当な障害であって、理性的判断を行なう能力を重大に損傷するものに関して作成された記録または記録の一部をいう。

- (2) (召喚状に応じた開示) サービス提供者は、正当な管轄権を有する裁判所においてまたはいずれかの法律にもとづいて争点となっている事案もしくは争点となる可能性がある事案に関する召喚状、命令、指示、通告または同様の要件に応じて、精神障害記録を開示し、送達し、またはその検討を許可しなければならない。ただし、医師が、当該開示、送達または許可について以下のように考えることを書面により陳述したときは、このかぎりでない。

- (a) 当該開示、送達または検討が、当該記録が関係する者の治療または回復に害をもたらす結果につながる可能性が高いこと。

- (b) 当該開示、送達または検討が以下のような結果につながる可能性が高いこと。

- (i) 他の者の精神状態の損傷。

- (ii) 他の者に対する傷害。

- (3) (審判の開催) (2)項の事案が命令申請の対象となっている裁判所、または開示、送達または検討が裁判所によって求められていないときは命令申請の審判を開く地区裁判所は、当該医師の陳述で言及された記録を開示、送達または検討すべきかどうか決定する。

- (4) (同) (3)項の審判は、当該医師に対して事前通知を行なったうえで、かつ公衆の立会いなしで開くもの

とする。

(5) (裁判所による検討) (3)項の審判において、裁判所は、当該医師の陳述で言及された記録の開示、送達または検討が(2)項(a)号または(b)号の結果につながる可能性が高いかどうかを検討する。裁判所は、この目的のため、当該記録を検討することができる。

(6) (裁判所による命令) 裁判所は、(2)項(a)号または(b)号の結果につながる可能性が高いと認めたときは、当該医師の陳述で言及された記録の開示、送達または検討を命じてはならない。ただし、裁判所が、当該開示、送達または検討が司法の利益のために不可欠であると認めたときは、このかぎりでない。

(7) (サービス提供者への記録の返還) 本条にもとづき精神障害記録が必要とされたときは、当該記録の証拠能力が認められた裁判所もしくは機関の事務官、または証拠能力が認められなかったときは当該記録の送達先である者は、争点となっている事案であつてその関連で当該記録が必要とされた事案について決定が行なわれたのちただちに、当該記録をサービス提供者に返還する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 183.

## 記録へのアクセス

第 184 条 (1) (個人記録へのアクセス権) 12 歳以上の者は、(2)項および第 185 条の規定にしたがうことを条件として、以下の記録にアクセスする権利を有し、かつ申請に応じて当該アクセスを認められる。

(a) 自己の記録。

(b) 自己の子どもであつて 16 歳未満である者の記録。

(c) 法律にもとづく自己の監護または責任のもとにある子どもであつて 16 歳未満である者の記録。

(2) (例外：子どものカウンセリング記録) (1)項(b)号および(c)号の規定は、第 2 章 (サービスへの任意的アクセス) 第 28 条にもとづく子どもへのカウンセリング・サービスの提供との関連で作成された記録には適用しない。当該記録は、子どもの書面による同意がなければ開示することができない。

(3) (親による制限等) 子どもの親は、子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの記録に記載された情報であつて親に関連する特定の情報を、子どもに開示してはならない情報に指定することができる。サービス提供者は、指定された情報を子どもに開示してはならない。

(4) (子どもによる自己の記録へのアクセス) 子どもの親の同意は、子どもが(1)項にもとづいて記録にアクセスするときは必要とされない。

(5) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 184.

第 185 条 (1) (アクセスを認めないことができる場合) サービス提供者は、第 184 条(1)項に掲げた者が 16 歳未満であり、かつ、記録の全部または一部にアクセスすることが当該の子どもに身体的または情緒的害をもたらすと考えるときは、自己の記録の全部または一部に当該の子どもがアクセスすることを認めないことができる。

(2) (開示しないことのできる情報) サービス提供者は、他の者の氏名および当該の者に関わるその他の情報を開示することが当該の者に身体的または情緒的害をもたらす結果につながる可能性が高いと考えるときは、第 184 条(1)項に掲げた者に対して当該情報を開示しないことができる。

(3) (同：情報提供者) サービス提供者は、第 184 条(1)項に掲げた者に対し、当該の者の記録に記載された情報を提供したもののサービス提供には関与しなかった個人の氏名を開示しないことができる。

(4) (同：判定) サービス提供者は、第 184 条(1)項に掲げた者に対し、サービス提供者の被雇用者でない者が実施した医学上、情緒上、発達上、心理上、教育上または社会上の判定の内容を開示しないことができる。ただし、当該判定を実施した者の氏名を開示しないことはできない。

(5) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 185.

第 186 条 (1) (サービス提供者の職務) 第 184 条(1)項に掲げた者が記録へのアクセスを申請したときは、サービス提供者は、当該申請を受領してから 30 日以内に以下のいずれかの対応をとらなければならない。

(a) 当該申請者に対し、記録へのアクセスを認める。

(b) 当該申請者に対し、当該申請者に記録の一部へのアクセスを認めないことをその理由とともに通知し、かつ当該記録の残りの部分へのアクセスを認める。

(c) 当該申請者に対し、当該申請者に記録へのアクセスを認めないことをその理由とともに通知する。

(d)当該申請者に対し、本章が当該記録に適用されないときまたは当該記録が存在しないときはその旨を通知する。

(2) (審査を受ける権利の通知) (1)項(b)号または(c)号にもとづきアクセスを認めない旨を知らせる通知には、当該申請者が第188条(1)項にもとづき当該事案の審査を申請する権利を有する旨の陳述を記載しなければならない。

(3) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 186.

第187条 (1) (記録を訂正させる権利) 第184条(1)項にもとづき記録へのアクセス権を有する者は、当該記録の誤りまたは遺漏を訂正させる権利も有する。

(2) (サービス提供者の職務) (1)項に掲げた者が、サービス提供者が記録の誤りまたは遺漏を訂正するよう申請したときは、サービス提供者は、当該申請を受領してから30日以内に以下のいずれかの対応をとらなければならない。

(a)申請どおりに訂正を行ない、かつ、サービス提供者がこれまでに当該記録を開示したすべての者に対し、当該訂正について通知する。

(b)当該申請者に対し、申請どおりに訂正を行なわないことをその理由とともに通知し、かつ当該申請および対応を記録に注記する。

(c)当該申請者に対し、本章が当該記録に適用されないときまたは当該記録が存在しないときはその旨を通知する。

(3) (審査を受ける権利の通知) (2)項(b)号にもとづき訂正を行なわない旨を知らせる通知には、当該申請者が第188条(1)項にもとづき当該事案の審査を申請する権利を有する旨の陳述を記載しなければならない。

(4) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 187.

## 審査

第188条 (1) (審査を受ける権利: アクセスまたは訂正の拒否) 第184条(1)項または第187条(1)項に掲げた者であって、記録へのアクセスまたは記録の訂正の申請の全部または一部を認められなかった者は、その旨の通知を受領してから20日以内に、委員会が当該事案を審査するよう申請することができる。

(2) (同: 権限なき開示) いずれかの者は、サービス提供者が自己の記録を権限なく開示したと考えるときは、当該開示の可能性を知ってから20日以内に、委員会が当該事案を審査するよう申請することができる。

(3) (委員会の職務) 委員会は、(1)項または(2)項の審査申請の通知を受領したときは、定められた手続きにしたがって当該事案を審査する。委員会は、そのさい、審判を開くことができる。

(4) (記録を検討する委員会の権限) (1)項または(2)項にもとづいて申請された審査を行なうにあたって、委員会は問題の記録を検討することができる。

(5) (委員会の決定) 委員会は、(1)項にもとづいて申請された審査を終了したのち以下のいずれかの対応をとり、かつ、審査を申請した者、サービス提供者および長官に対してその決定の謄本を交付する。

(a) サービス提供者に対し、当該申請者に記録の全部または一部へのアクセスを認めるよう命ずる。

(b) サービス提供者に対し、当該記録の訂正および第187条(2)項(a)号の通知を行なうよう命ずる。

(c) 不服申立ての対象となった申請の却下が正当であると認めたときは、当該却下を追認する。

(6) (同) 委員会は、(2)項にもとづいて申請された審査を終了したのち、以下の対応をとる義務または権利を有する。委員会は、審査を申請した者、サービス提供者および長官に対してその決定の謄本を交付する。

(a) 委員会は、当該申請者の記録の開示または権限なき開示が行なわれなかったと認めたときを除き、当該開示が権限なく行なわれたと宣言しなければならない。

(b) 委員会は、サービス提供者に対し、個人記録の維持管理および開示の手続を変更し、または特定の開示実務を中止するよう命ずることができる。

(c) 委員会は、権限なき開示が行なわれたと認めたときは、長官に対し、第1章(柔軟なサービス)にもとづく承認が行なわれているときは当該サービス提供者の承認を取消すよう、または当該サービス提供者が免許機関であるときは第9章(免許)にもとづく免許を取消すよう、勧告することができる。

(7) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 188.

## 一般規定

第 189 条 (1) (アクセス等の記録への注記) いずれかの者の記録の全部もしくは一部の開示またはいずれかの者の記録の訂正は、すべて記録に注記し、かつ記録の一部としなければならない。

(2) (例外) (1)項の規定は、サービス提供者およびその被雇用者、またはサービス提供者が長官であるときはサービス提供に従事する長官の被雇用者による、日常業務としてのいずれかの者の記録の使用には適用しない。

(3) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 189.

第 190 条 (1) (開示に関する責任からの保護) サービス提供者が本章にしたがっていずれかの者の記録を開示した場合であって、以下のいずれかの要件が満たされているときは、当該サービス提供者またはその権限のもとに行動したいずれかの者に対し、いかなる訴訟その他の手続も提起されてはならない。

(a) 本章が開示を義務づけているとき。

(b) 本章が開示を認めているときであって、当該サービス提供者が、当該記録に記載された情報が正確であると信ずる合理的根拠を有していたとき。

(2) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 190.

第 191 条 (1) (記録保管手続規則) すべてのサービス提供者は、個人記録の作成、維持管理および開示に関する手続規則を書面により定め、かつ当該規則にしたがわなければならない。

(2) (同) (1)項の手続規則には以下の内容を含まなければならない。

(a) 記録することのできる情報のタイプおよび情報を記録する目的の説明。

(b) 情報は、可能な場合には常に、当該情報が関連する者から収集および確認されなければならない旨の要件。

(c) 問題のサービスを提供するために現に必要なもの以上の情報を記録してはならない旨の要件。

(d) 定められた規定。

(3) (維持、保管および破棄のスケジュール) すべてのサービス提供者は、定められたスケジュールにしたがって個人記録を維持、保管および破棄しなければならない。

(4) (布告) 本条は、州副総督の布告に指定された日に施行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 191.

## 第 9 章 免許

第 192 条 (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「子どもの居住施設」(children's residence) とは、以下の(a)号または(b)号のいずれかであって、里親家庭、または協会が監督または運営するその他のホームもしくは施設を含む。

(a) 親の異なる 5 人以上の子どもが生活しかつ居住型ケアを受ける、親モデル居住施設。

(b) 親の異なる 3 人以上の子どもが生活しかつ居住型ケアを受ける、職員モデル居住施設。

ただし、以下の(c)号から(j)号は含まない。

(c) 私立病院法にもとづく免許を受けたハウス。

(d) 保育所法が定義する保育所。

(e) 健康保護促進法にもとづくレクリエーション・キャンプ。

(f) 特別ケアホーム法にもとづく特別ケアホーム。

(g) 教育法が定義する学校もしくは私立学校。

(h) 短期宿泊を目的としたホステル。

(i) オンタリオ州政府の財政援助を受けている病院。

(j) 矯正サービス省から財政援助を受けているものの、本章にもとづく省からの財政援助は受けていないグループホームもしくは同様の施設。

「非営利機関」(non-profit agency) とは、慈善目的であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす、共有資本を有しない法人をいう。



(a) 法人法第3章が適用されること。

(b) カナダ連邦議会の一般法または特別法によってまたはそのような法律にもとづいて法人化されたこと。

「親モデル居住施設」(parent model residence)とは、継続的に生活しかつ子どもにケアを提供する成人が3人以上いない営造物一般、特定カテゴリーの営造物または営造物の一部をいう。

「職員モデル居住施設」(staff model residence)とは、成人が、子どもにケアを提供するために、定められた勤務日程にもとづいて雇用されている営造物一般、特定カテゴリーの営造物または営造物の一部をいう。

免許が必要とされるとき

第193条 (1) (子どもの居住施設等を運営するさいに免許が必要とされる要件) いかなる者も、本章にもとづきディレクターが発行した免許の権限にもとづく場合でなければ、以下のいずれかの行為を行なってはならない。

(a) 子どもの居住施設を設置、運営または維持すること。

(b) 子どもの居住施設以外の場所で、親の異なる3人以上の子どもに、直接または間接に居住型ケアを提供すること。

(2) (同：養子縁組のための措置) 協会以外のいかなる者も、本章にもとづきディレクターが発行した免許の権限にもとづく場合でなければ、子どもを養子縁組のために措置してはならない。

(3) (免許の発行) 第195条の規定にしたがうことを条件として、本章および規則にしたがって免許を申請し、かつ定められた手数料を支払った者は、ディレクターによる免許の発行を受ける権利を有する。ただし、そのさい、ディレクターが課す条件にしたがわなければならない。

(4) (同) (3)項の規定に関わらず、以下の規定が適用される。

(a) 免許は、組合または協同組合に対して発行してはならない。

(b) 養子縁組のために子どもを措置する免許は、個人または非営利機関以外に発行してはならない。

(5) (免許の更新) 第196条の規定にしたがうことを条件として、本章および規則にしたがって免許の更新を申請し、かつ定められた手数料を支払った者は、ディレクターによる免許の更新を受ける権利を有する。ただし、そのさい、ディレクターが課す条件にしたがわなければならない。

(6) (仮免許または仮更新) 免許の発行または更新の申請者が、免許の発行また更新のすべての要件を満たしておらず、かつ当該要件を満たすために時間を要するときは、ディレクターは、ディレクターが定める条件にしたがうことを条件として、申請者が当該要件を満たすのに必要であるとディレクターが考える期間のみ有効な仮免許を発行することができる。

(7) (譲渡の禁止) 免許を譲渡することはできない。

(8) (法および規則にしたがって措置を行なう義務) いかなる免許機関も、本法および規則にしたがう場合を除き、子どもの居住型措置を行なってはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.193.

プログラム・スーパーバイザーの権限

第194条 (1) (プログラム・スーパーバイザーの権限) 本法および規則の遵守を確保する目的で、プログラム・スーパーバイザーは、合理的な場合には常に、適切な身分証明書を提示することにより、以下のいずれかの場所に立入り、施設、提供されているサービス、帳簿およびサービスに関する記録を検査すること、および、当該帳簿および記録を謄写すること、または合理的に必要なとされる場合に当該帳簿および記録を謄写のため当該場所から持ち出すことができる。

(a) 免許機関の施設。

(b) 子どもの居住施設。

(c) 子どもが居住型ケアを受けている場所。

(2) (犯罪) いかなる者も、プログラム・スーパーバイザーがその職務を遂行するにあたって妨害または妨害の試みを行なってはならず、または、プログラム・スーパーバイザーに対し、当該場所またはサービスに関する虚偽の情報を故意に与えてはならない。

(3) (同) いかなる免許機関、または(1)項(a)号、(b)号もしくは(c)号に掲げた場所の責任者も、プログラム・

スーパーバイザーに対し、(1)項に掲げた帳簿および記録へのアクセスを拒否し、または当該場所またはサービスに関する情報をプログラム・スーパーバイザーが合理的に求めた場合に当該情報の提供を拒否してはならない。

(4) (立入り権限の行使に関する規則) プログラム・スーパーバイザーは、(1)項に掲げた立入り権限を、規則にしたがって行使する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 194.

## 却下および取消

第 195 条 (却下の根拠) ディレクターは、以下のいずれかの要件が満たされていると考えるときは、免許の発行をしないことができる。

- (a) 申請者もしくはその被雇用者、または申請者が法人であるときは当該法人の役員もしくは理事長が、免許が必要とされる活動を本法および規則にしたがって責任ある形で遂行する資格を有しないこと。
- (b) 申請者もしくはその被雇用者、または申請者が法人であるときは当該法人の役員もしくは理事長の過去の行跡に照らし、免許が必要とされる活動が本法および規則にしたがって責任ある形で遂行されないと考えるに足る合理的な根拠があること。
- (c) 事案に応じ子どもの居住施設の設置、運営および維持または居住型ケアの提供を行なうことを申請者が提案している場所が、本章および規則の要件を遵守していないこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 195.

第 196 条 (更新の却下 ; 取消) ディレクターは、以下のいずれかの要件が満たされていると考えるときは、免許の更新をしないことまたは免許を取消すことができる。

- (a) 免許機関もしくはその被雇用者、または免許機関が法人であるときは当該法人の役員もしくは理事長が、以下のいずれかに違反し、または、その管理下もしくは指示下にある者または自己と関係のある者が以下のいずれかに違反することを故意に認めたこと。
    - (i) 本法もしくは規則。
    - (ii) 他の法律または他の法律にもとづく規則であって免許が必要とされる活動に適用されるもの。
    - (iii) 免許に付された条件。
  - (b) 子どもの居住施設が位置する場所または居住型ケアが提供される場所が、本章および規則の要件を遵守していないこと。
  - (c) 免許が必要とされる活動が、子どもの健康、安全または福祉に有害な形で実施されていること。
  - (d) 免許の発行もしくはその更新の申請にあたって、または、本法もしくは規則または他の法律もしくは他の法律にもとづく規則であって免許が必要とされる活動に適用されるものによって提出が義務づけられている報告書もしくは文書において、いずれかの者が虚偽の記載を行なったこと。
  - (e) 申請者の被雇用者、役員または理事長に変更があった場合であって、当該変更が、申請者が初めて免許を申請したとすれば第 195 条 (b) 号にもとづき免許を発行しない根拠となる要件を生ぜしめたこと。
- R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 196.

## 審判所による聴聞

第 197 条 (1) (提案の通知) ディレクターは、第 195 条にもとづいて免許を発行せず、または第 196 条にもとづいて免許の更新の却下もしくは免許の取消を行なおうとするときは、当該提案が、書面による理由とともに、申請者または免許機関に送達されるようにする。当該申請者または免許機関は聴聞を求めることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 197 (1).

(2) (聴聞の申請) (1)項の通知においては、当該申請者または免許機関に対し、当該申請者または免許機関は審判所による聴聞を受ける権利を有する旨を知らせるものとする。ただし、当該申請者または免許機関は、(1)項の通知が送達されてから 10 日以内に、ディレクターおよび審判所に対して聴聞申請書を郵送または送達しなければならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 197 (2); 1999, c. 12, Sched. G, s. 16 (4).

注 : オンタリオ州法典 (1999 年) 第 12 章付則 G 第 16 条 (4) 号による改正に関わらず、2000 年 4 月 1 日の直前まで子ども家庭サービス審査委員会の委員であった者は、委員会において 2000 年 4 月 1 日以前に開始された手続との関連で審判所の職務を遂行する目的上、免許不服申立審判所の構成員を務めるものとする。参照 : 1999, c. 12, Sched. G, s. 16 (5).

(3) (聴聞が求められない場合のディレクターの権限) 申請者または免許機関が(2)項の聴聞を求めないときは、ディレクターは当該提案を実行することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.197 (3).

(4) (聴聞が求められた場合の審判所の権限) 申請者または免許機関が(2)項の聴聞を求めたときは、審判所は、聴聞の期日を指定して聴聞を行なう。審判所は、当該事案の聴聞を行なったのち、以下のいずれかの対応をとり、かつ、審判所の意見をディレクターの意見に代えることができる。

(a) ディレクターに対し、当該提案を実行するよう命ずる。

(b) ディレクターに対し、本法および規則にしたがって、審判所が適当と考えるその他の措置をとるよう命ずる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.197 (4); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (5).

注：オンタリオ州法典（1999年）第12章付則G第16条(4)号による改正に関わらず、2000年4月1日の直前まで子ども家庭サービス審査委員会の委員であった者は、委員会において2000年4月1日以前に開始された手続との関連で審判所の職務を遂行する目的上、免許不服申立審判所の構成員を務めるものとする。参照：1999, c.12, Sched. G, s.16 (5).

第198条 (1) (審判所による免許条件の審査) 第193条(3)項、(5)項または(6)項にしたがってディレクターが定めた条件に不満な免許機関は、審判所による聴聞を求めることができる。ただし、当該免許機関は、免許を受領してから15日以内に、ディレクターおよび審判所に対して聴聞申請書を郵送または送達しなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.198 (1); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (4).

注：オンタリオ州法典（1999年）第12章付則G第16条(4)号による改正に関わらず、2000年4月1日の直前まで子ども家庭サービス審査委員会の委員であった者は、委員会において2000年4月1日以前に開始された手続との関連で審判所の職務を遂行する目的上、免許不服申立審判所の構成員を務めるものとする。参照：1999, c.12, Sched. G, s.16 (5).

(2) (審判所の権限) 免許機関が(1)項の聴聞を求めたときは、審判所は、聴聞の期日を指定して聴聞を行なう。審判所は、当該事案の聴聞を行なったのち、以下のいずれかの対応をとることができる。

(a) 当該条件のいずれかまたは全部を追認する。

(b) 当該条件のいずれかまたは全部を無効とする。

(c) 審判所が適当と考える他の条件を課す。R.S.O. 1990, c. C.11, s.198 (2); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (4).

注：オンタリオ州法典（1999年）第12章付則G第16条(4)号による改正に関わらず、2000年4月1日の直前まで子ども家庭サービス審査委員会の委員であった者は、委員会において2000年4月1日以前に開始された手続との関連で審判所の職務を遂行する目的上、免許不服申立審判所の構成員を務めるものとする。参照：1999, c.12, Sched. G, s.16 (5).

(3) (免許の受領) (1)項の適用上、免許機関は、免許が郵送された日から10日後に免許を受領したものと見なす。ただし、免許機関が、当該免許を受領していないこと、または、誠実に行動したにも関わらず、不在、事故、疾病または免許機関の統制の及ばないその他の原因によりそれ以降に免許を受領したことを立証したときは、このかぎりでない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.198 (3).

第199条 (1) 削除：1999, c.12, Sched. G, s.16 (6).

(2) (更新待機中の免許の継続) 第200条にしたがうことを条件として、免許機関が、免許の更新を申請し、かつ、定められた期間内に、または期間が定められていない場合は免許が失効するまでに定められた手数料を支払ったときは、当該免許は以下のいずれかの時点まで継続するものと見なす。

(a) 更新が認められた時点。

(b) 免許機関が、ディレクターが免許の更新を行なおうとしない旨の通知を送達されたときは、聴聞を求める期限が超過した時点、および、聴聞が求められたときは、審判所が決定を行なった時点。R.S.O. 1990, c. C.11, s.199 (2); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (7).

第200条 (1) (免許の仮停止) ディレクターは、免許機関に通告を送達することにより、暫定的に、かつ聴聞を行なうことなく、当該免許を停止することができる。ただし、事案に応じて子どもの居住施設の運営、居住型ケアの提供または養子縁組のための子どもの措置のあり方が子どもの健康、安全または福祉をただちに脅かしているとディレクターが考えたときにかぎる。

(2) (通告の内容) (1)項の通告には、免許を停止する根拠の陳述を記載するものとする。

(3) (停止が効力を有するとき) 仮停止は、免許機関が通告を受領した日に効力を有する。

(4) (第197条(2)項から(4)項の適用) (1)項の通告を送達するときは、第197条(2)項、(3)項および(4)項の

規定を準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.200.

第201条 (1) (当事者) ディレクター、聴聞を求めた申立人または免許機関、および審判所が指定した他の者を、本章にもとづく手続の当事者とする。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (1); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (7).

(2) (以前に関与した構成員) 審判所の構成員であって、聴聞の前に、当該本案の調査または検討(申立人または免許機関に関わる第8章(記録の秘密保持および記録へのアクセス)第188条の審査も含む)に参加した者は、当該聴聞に参加してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (2); 1999, Sched. G, s.16 (7).

(3) (聴聞の本案についての話し合い) 聴聞に参加した審判所の構成員は、当該聴聞の本案について、他の構成員、いずれかの当事者の事務弁護士以外の事務弁護士または審判所の被雇用者を除くいずれかの者と話し合ってはならない。ただし、すべての当事者が通知を受領し、かつ参加する機会を与えられたときはこのかぎりでない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (3); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (7).

(4) (審判所が独立の法的助言を求めたとき) 審判所は、聴聞の本案について独立の法的助言を求めることができる。当該助言を求めたときは、審判所は、当該助言の性質を当事者に開示し、当事者が何らかの反応を行なえるようにする。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (4); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (7).

(5) (書証の吟味) 本章にもとづく手続の当事者は、聴聞の前に、提出される予定の書面または文書による証拠、およびその内容が聴聞において証拠として提出される予定の報告書を吟味する機会を与えられる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (5).

(6) 削除 : R.S.O. 1999, c.12, Sched. G, s.16 (8).

(7) (聴聞に参加した構成員以外の、決定への参加等の禁止) 審判所のいかなる構成員も、当該聴聞に全体を通じて出席し、かつ証拠および当事者の主張を聴取した者でなければ、本章にもとづく審判所の決定に参加してはならない。審判所は、すべての当事者が同意した場合を除き、聴聞に出席したすべての構成員が参加しなければ決定を言渡してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.201 (7); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (9).

(8) (90日以内に確定決定を行なう審判所の義務) 法定権限手続法第21条の規定に関わらず、審判所は、申立人または免許機関から第197条(2)項または第198条(1)項の聴聞の申立てを受領してから90日以内に確定決定を言渡し、かつその当事者に通知する。

## 不服申立て

第202条 (1) (不服申立て) 本章にもとづく審判所の決定に対する不服申立ては、地区裁判所がこれを審査する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.202 (1); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (10).

(2) (裁判所への記録の提出) 審判所は、本条にもとづく不服申立ての通知が送達されたときは、不服申立て対象である決定が言渡された手続の記録をただちに当該裁判所に提出する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.202 (2); 1999, c.12, Sched. G, s.16 (11).

(3) (長官の意見表明権) 長官は、弁護士を通じてまたはその他の方法により、本条の不服申立ての主張に関して意見を述べる権利を有する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.202 (3).

## 免許および記録の引渡し

第203条 (1) (記録および免許を長官に返納する義務) 免許を取消された、または免許が必要とされる活動を実施しなくなった免許機関は、免許、および当該免許機関が所持または管理する記録であってサービスが提供されていた子どもに関連するすべての記録を、長官に引渡さなければならない。

(2) (子どもの引取り) 子どもの居住施設を運営しまたは居住型ケアを提供するための免許が停止されまたは取消されたときは、子どもの居住施設または居住型ケアが提供されているその他の場所にいるすべての子どもの親は、子どもの最善の利益を考慮しながら、実際上可能なかぎり早く子どもを当該居住施設その他の場所から引取る手配をしなければならない。長官は、それに代わる子どもの措置先を見つける援助を行なうことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.203.

## 長官による占有